



2018年12月

お客様各位

山九株式会社 国際物流推進部

マーケティングG

## ベトナム向け運送書類への記載事項について

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

この度ベトナム税関から、運送書類（MT B/L・Waybill）上に Consignee 様の情報及び品目に関する情報の記載を義務付ける旨の通知がありました。これを受け、弊社発行の運送書類（MT B/L・Waybill)についても下記情報のご提供をお願い致します。

お客様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 適用開始

2019年1月1日日本邦出港分より

#### 2. 対象

ベトナム向け運送書類（MT B/L・Waybill）

#### 3. 記載必須事項

(1) Consignee 様の社名、住所、電話/FAX 番号、メールアドレス及び Tax Code

※Consignee が「To Order」「To Order of～」の場合には Notify Party 様が対象となります。

(2) ベトナム税関に申告される際の全 HS-Code（最低限4桁）

詳細につきましては未だ運用に不明確な点が多いため、上記内容が一部変更になる可能性もございます。

今後また予告なく変更になる場合がございますので何卒ご了承下さい。

ご不明な点がございましたら、山九株式会社 国際物流推進部 マーケティンググループ

(TEL : 03-3536-3418)まで、お問い合わせ下さいますようお願い致します。

以上